

岩手県告示第220号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨岩手県企業局長から次のとおり通知があった。

平成27年3月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 二戸郡の一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成27年4月1日から平成28年3月15日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量）